

就学支援金制度と個人番号の利用開始について

◆ 高校では授業料がかかります。

年2回にわけて、授業料を徴収しています。 定時制：月額2,700円（年額32,400円）

◆ 授業料を払う必要がなくなる制度（就学支援金制度）について

◇ 就学支援金制度とは？

必要な書類を提出することで、学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を払う必要がなくなります。（就学支援金を各家庭に現金で直接支払われる制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

- 保護者（親権者）全員の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が50万7,000円未満（目安：年収約910万円程度）の世帯の方
- 生活保護を受給している世帯の方

申請する必要が
あります！

全国の約80%の
高校生が対象に
なっています！

就学支援金は、
返済不要です！

ひとり親世帯に
限った制度では
ありません！

◆ 提出する書類は？ <提出期限：2019年 5月10日>

◇ 次の書類を、配付した緑色封筒に入れて提出してください。

なお、①は、個人番号の利用を希望する・しないに関係なく、必ず提出する書類です。

① 就学支援金確認票

- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第1号）
- 3 個人番号（マイナンバー）がわかる書類のコピー貼付台紙
保護者（親権者）の個人番号（マイナンバー）がわかる書類（裏面参照）を台紙にのり付けしてください。
- 4 保護者（親権者）の身分証明書等のコピー貼付台紙
保護者（親権者）の身分証明書類等を台紙にのり付けしてください。
「（別紙）個人番号と身分証明書類の組み合わせ」を参照してください。
- 5 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本
（平成31年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの）

◆ 個人番号（マイナンバー）は何のために必要か？

- ◇ 都道府県民税及び市町村民税の所得割の額を確認するために利用します。

裏面もお読みください

◆ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類とは？

- 個人番号カードのコピー
- 個人番号通知カードのコピー
- 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
- 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
 - ※ 住民票又は住民票記載事項証明書を市役所に取りに行くときは、必ず「保護者（父母）だけは個人番号も必要です」と窓口の職員に伝えてください。
 - ※ 「（別紙）個人番号と身分証明書類の組み合わせ」の通知を必ずお読みください。

◆ 卒業までの手続きは？

◇ 就学支援金の対象であるかどうかの審査

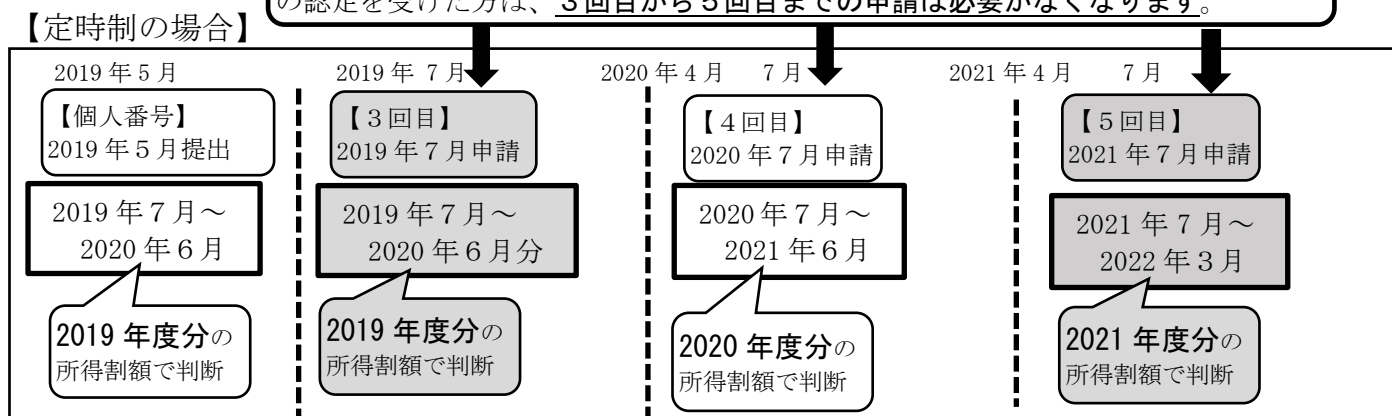
2019年から県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って所得割額の確認を行い、対象であるかどうかを審査します。審査の結果は、郵送でお知らせします。

- マイナンバーがわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方（受給資格が認定された方）は、ご家庭の事情が変わらない限り、**毎年7月の手続き（定時制は3～5回目）は不要**となります。
- 就学支援金の対象とならなかった方（受給資格が不認定となった方）及びマイナンバーがわかる書類を提出しなかった方は、**毎年7月に申請又は届出の手続き（定時制は3～5回目）が必要**となります。

なお、個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出している方は、ご家庭の事情が変わらない限り、**次回の手続きは申請書の提出のみ**となります。

◇ 在学中に保護者（親権者）に変更があった場合や、生徒が成人した場合などの手続き別途、手続きが必要となりますので、事務室に必ず連絡してください。

在校生2年生の例では、個人番号（マイナンバー）を5月に提出した方で、受給資格の認定を受けた方は、**3回目から5回目までの申請は必要がなくなります。**



◆ 個人番号（マイナンバー）以外の書類で申請したい方

◇ いままでどおり課税証明書等で申請することもできます。

個人番号（マイナンバー）を提出期限までに提出されなかった生徒及び保護者には事務室から就学支援金確認票及び課税証明書用の申請用紙等を6月頃配付します。